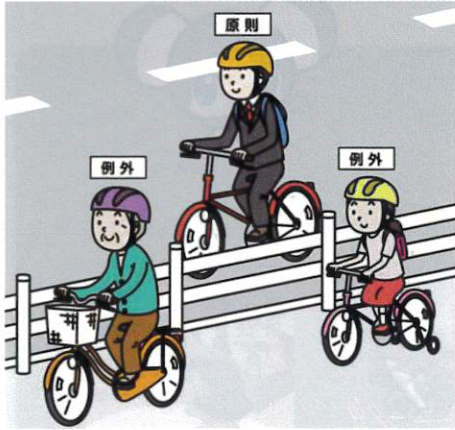


# 自転車安全利用五則

## ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



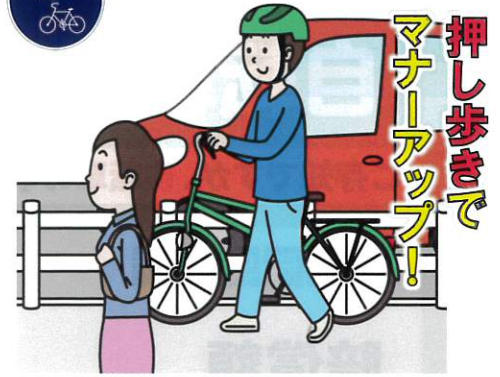
自転車は車両です。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



車道では左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければいけません。



※普通自転車の歩道通行可標識



上記の標識※などにより歩道通行が認められる場合でも、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません。

## ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



どんなに急いでいても守りましょう。信号が点滅したら渡り始めてはいけません。



一時停止の標識がない交差点でもしっかり安全を確認しましょう。

## ③ 夜間はライトを点灯

周りに気付かれにくく危険です。

## ④ 飲酒運転は禁止

少しでも飲んだら運転禁止！

## ⑤ ヘルメットを着用



- ヘルメットは頭のサイズに合ったものを選びましょう！
- 先端はまゆ毛の上辺りに合わせて水平にかぶりましょう！
- あごひもは、指が1～2本入る程度に調整しましょう！

このような運転も絶対にやめましょう！



傘差し運転！  
携帯電話の操作や通話！

「ながら」運転



周囲の迷惑！

横断歩道上の歩行者妨害

自転車に乗る前にチェック



整備士による定期点検！  
自転車保険への加入！



※ 県条例で自転車保険への加入が義務化（令和2年10月～）

# 自転車保険の加入は義務です!

福岡県では、自転車条例が改正され、令和2年10月1日より県内で自転車を利用される人すべてに「自転車賠償保険」への加入が義務となりました。



福岡県交通安全協会キャラクター しぐまる

## 自転車保険に加入しよう!

ご存知ですか、**自転車の事故**

加害者になってしまうと、高額な賠償金が生じることがあります。

### 高額賠償事例

賠償額

約9,500万円



男子小学生が女性と衝突。女性が意識不明となり、事故を起こした小学生の母親に9,521万円の賠償を命令 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



1 突然の自転車事故!



2 事故が原因で重度の後遺障害を被ったために、高額の賠償金が裁判で決定!



3 自転車事故に備えた賠償保険に入っていたので!



4 相手との賠償交渉も保険会社のスタッフに任せて安心、解決へ!

## ふくおかの県民自転車保険制度

(自転車総合保険)

福岡県交通安全協会では福岡県民の皆さまにご利用いただける自転車保険をご用意しました。自転車に乗られる方で、自転車保険未加入の方は今すぐお申込みを!

### 入会簡単!

ネットで24時間受付。  
ホームページより簡単にご入会できます。

### 家族全員をサポート!

どのプランも、ご家族全員が賠償責任補償保険金額1億円以上と示談交渉サービスの対象となります。

### 年齢制限なし!

詳しくは下記のホームページをご確認ください

ふくおかの県民自転車保険

検索

モバイルはこちら



お問い合わせ先

幹事取扱代理店

一般社団法人 自転車安全対策協議会

[取扱代理店:事業部] 〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目1番21号  
[福岡支部] 〒812-0013 福岡市博多区博多駅前東3丁目1-4

0570-031965

スマートフォンの方はこちらから



【受付時間】  
◆平日:午前9時~午後5時

団体連絡先

一般財団法人福岡県交通安全協会

〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代1丁目25-15  
TEL (092)641-8880 FAX (092)641-8886

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 福岡支店営業第一課

〒812-8668 福岡県福岡市博多区博多駅前2-5-17 損保ジャパン福岡ビル8F

TEL 092-481-5838 FAX 092-414-9871

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

一般財団法人 福岡県交通安全協会



# 交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、交通反則通告制度(いわゆる青切符)による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

## 交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



## 自転車による違反行為 ※原則は指導警告

### 検挙の対象

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合 ● 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合

## ～交通違反として検挙された後の流れ～

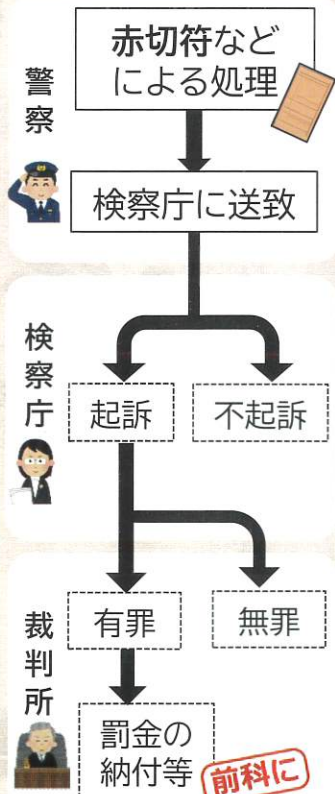
手続が変更!!



### 導入前

全ての違反行為

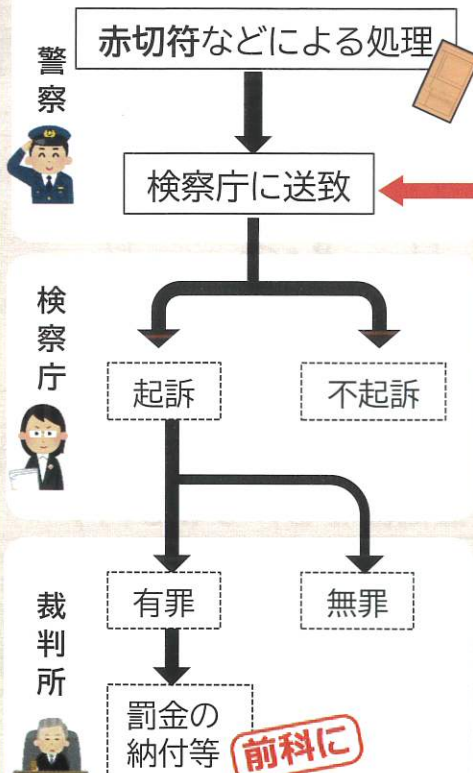
#### 刑事手続



### 導入後(令和8年4月1日以降)

反則行為とならない違反行為  
(酒気帯び運転等)

#### 刑事手続



反則行為となる違反行為  
(信号無視、一時不停止等)

#### 交通反則通告制度



- ※ 反則行為であっても、刑事手続となる場合があります
  - ・ 16歳未満である場合
  - ・ 交通事故を起こした場合等
- ※ 反則金を納付しない場合には、刑事手続に移行します。



# 自転車の一 定の交通違反に

# い ち ゆ る 「 青 切 符 」 が 導 入

自転車を利用する皆さん

令和 8 年 4 月 1 日 から 対象年齢 16 歳 以上

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度 (青切符)**が導入され、検挙後の手続が変わります。

なお、**酒気帯び運転等**の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。

## 対象となる行為 113 種類

|                     |  |   |  |
|---------------------|--|---|--|
| 対象<br>車両<br><br>自転車 | <input type="checkbox"/> 通行区分違反 (右側通行)<br>       | <input type="checkbox"/> 通行区分違反 (歩道通行)<br>            | <input type="checkbox"/> 遮断踏切立入り<br>       |
|                     | <input type="checkbox"/> 並進<br>                  | <input type="checkbox"/> 通行禁止違反 (進入禁止)<br>            | <input type="checkbox"/> 通行禁止違反 (一方通行)<br> |
|                     | <input type="checkbox"/> 信号無視<br>                | <input type="checkbox"/> 携帯電話使用等 (保持)<br>             | <input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止<br>     |
|                     | <input type="checkbox"/> 公安委員会遵守事項違反 (傘さし運転)<br> | <input type="checkbox"/> 公安委員会遵守事項違反 (周りの音が聞こえない)<br> | <input type="checkbox"/> 交差点右左折方法違反<br>    |

反則金額は**原付バイク**と同等 (最高額 12,000円)

▶▶ 詳しくは、福岡県警察のホームページで掲載している「自転車の青切符導入」をご参照ください。また、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」も掲載していますのでぜひご確認ください。



自転車は車両の仲間です